

公害対策をお考えの中小企業の皆様へ

～利子補給制度のご案内～

- ◆公害を防除するための施設・設備の設置、改善
- ◆公害を防止するための工場移転

などで

愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金)をご利用いただくと、返済時の金利負担の一部を**利子補給**します。

融資の対象

1 公害防除施設

県内の工場・事業場(新設・増設の場合を含みます。)の公害を防止するために必要な施設の設置及び改善に要する経費。

融資対象	施設例
大気汚染関係	集じん施設、有害ガス(特定フロン等を含む。)除去施設、排煙脱硫施設、低NOx燃焼施設
水質汚濁関係	污水处理施設、地下水汚染防止施設、合併処理浄化槽
騒音・振動関係	防音施設、防振施設
地盤沈下関係	水源転換施設、水の循環施設、水の再生使用施設
土壌汚染関係	汚染土壌処理装置、遮断層
悪臭関係	燃焼施設、洗浄施設、吸着施設
産業廃棄物関係	脱水施設、焼却施設
測定機器関係	水質自動計測機器、排水流量計、SO ₂ 測定装置

※産業廃棄物処理業者の方は、処理施設に付随する公害防除施設の設置及び改善に要する経費並びに測定機器の購入に要する経費。

2 工場移転

現在地で公害を防止することが困難なため移転し、移転先(県内に限ります。)で公害を防止するために必要な措置を講ずる場合における当該移転及び必要な措置に要する経費(ただし、産業廃棄物処理業者の方を除きます。)

- (1) 移転先は原則として工業専用地域、工業地域又は地方公共団体が造成した工業団地であること。
- (2) 移転先で公害の発生するおそれがないこと。
- (3) 移転跡地に生産施設を残さないこと。また、工場として売却しないこと。

融資の条件

区分	公害防除施設	工場移転
融資限度額	1億5,000万円	
融資期間/利率	1年超5年以内/年1.1%以内 5年超7年以内/年1.2%以内 7年超10年以内/年1.3%以内	
利子補給率	支払利子額の60% (ただし融資額5,000万円を上限として利子補給を行う。)	支払利子額の60% (ただし融資額7,000万円を上限として利子補給を行う。)
返済方法	据置1年以内・元金均等分割返済を原則とします。	
担保	原則として要しません。ただし、県信用保証協会の無担保保証限度額を超過する場合は除きます。	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しません。	
信用保証	原則として県信用保証協会の信用保証を必要とします。	

※融資利率は変更することがあります。

※融資後に公害関係法令等を遵守しなかった場合は、利子補給の停止を行うことがあります。

ご利用いただける方

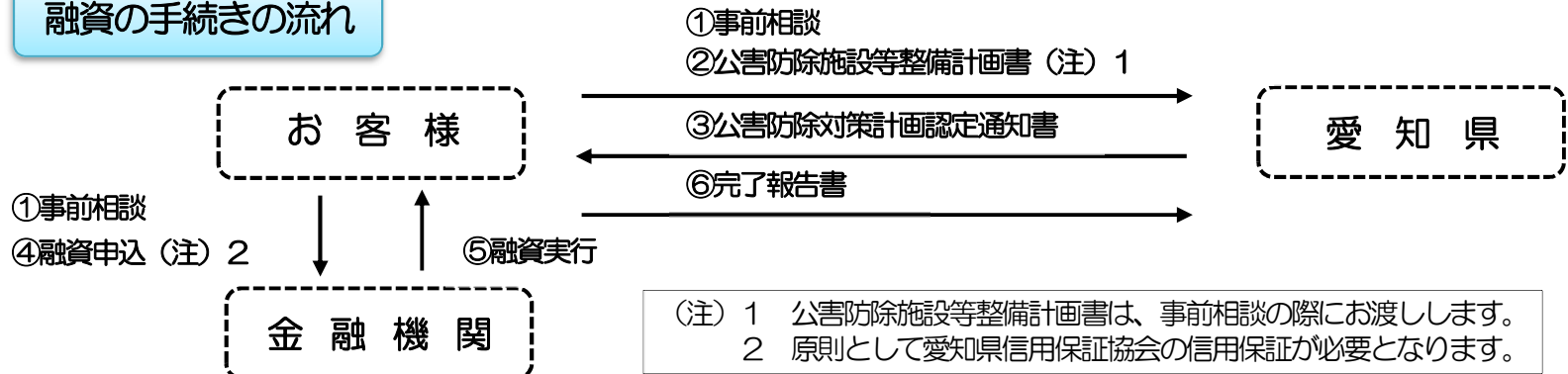
中小企業信用保険法第2条第1項に該当する個人事業者、会社、医療法人、NPO法人、中小企業等協同組合など（ただし、農業、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、金融業、学校法人、宗教法人、その他信用保証協会が支援するのは難しいと判断した業態は除く。）であって、県内に工場等を有して事業を営んでいる方。なお、税金を滞納している方、愛知県信用保証協会の代位弁済を受け求償債務が残っている方等は利用できません。

取扱金融機関

以下の県内本・支店

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重
信用組合	豊橋商工、愛知県中央、愛知商銀、イオ
農協	愛知信連
政府系	商工組合中央金庫

融資の手続きの流れ



お問い合わせ先

1 次の事務所等に、事前にお問い合わせください。

事務所等	住所	電話番号	所管地域
環境政策課法規・融資・補償グループ	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6209	名古屋市
東三河局 総局	県民環境部環境保全課	豊橋市八町通5-4	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
	新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号20-1	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張 県民事務所	環境保全課	名古屋市中区三の丸2-6-1	(環境保全第1G) 052-961-7254 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
			(環境保全第2G) 052-961-7255 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
海部 県民事務所	環境保全課	津島市西柳原町1-14	0567-24-2131 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多 県民事務所	環境保全課	半田市出口町1-36	0569-21-8111 内線263、372 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河 県民事務所	環境保全課	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2875 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
	豊田加茂環境保全課	豊田市元城町4-45	0565-32-7494 豊田市、みよし市

※公害防除対策を行う工場等（工場移転の場合は移転先）の所在地を所管する事務所等にご相談ください。

2 必ず事前にご相談ください。相談前に工事着手等をされますと融資が受けられません。

3 太陽光発電等の環境負荷低減設備の融資は県中小企業金融課融資・貸金業グループ(052-954-6333)にご相談下さい。

愛知県内での公害対策融資・利子補給は、

愛知県 公害対策

検索